

# 資料

## 金沢市食育推進実践本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、食を人と人のコミュニケーションの原点と位置づけ、食に関する様々な事業展開を通して、市民の健康増進だけではなく、金沢の豊かな心と文化をはぐくむため、各種団体からの参加により、金沢市食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の理念と実践を全市的に浸透させるために金沢市食育推進実践本部（以下「実践本部」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 実践本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金沢の心と文化をはぐくむために実施される食育事業の推進
- (2) 食育推進事業実践事例の収集と発信
- (3) その他、実践本部の目的達成に必要な事業

### (組織等)

第3条 実践本部は、本部員20人以内で組織する。

- 2 本部員は、次に掲げるものから市長が委嘱する。
  - (1) 食育推進に賛同し、参加する団体の代表者及び役職者
  - (2) 食育推進にかかわる有識者
- 3 本部員の任期は、2年とする。ただし、本部員に欠員を生じた場合における補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 実践本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は金沢市長を、副本部長は本部長が指名するものをもって充てる。
- 5 本部長は、実践本部を代表し、会務及び事業の執行を総括する。
- 6 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。
- 7 実践本部の事業を円滑に行うため、専門推進員数名を置くことができる。
- 8 実践本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

### (関係者の出席)

第4条 実践本部の会議は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 実践本部の庶務は、地域保健課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実践本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則（平成24年3月1日決裁）

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

### 附 則（平成29年3月24日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 金沢市食育推進実践本部員名簿

役 職	氏 名	推薦団体 ・ 役職等
本 部 長	山 野 之 義	金沢市長
副 本 部 長	川 村 美 笑 子	金沢学院大学（同短期大学）教授
本 部 員	荒 牧 秀 樹	金沢市子ども会連合会事務局長
	上 田 久 美 子	金沢市校下婦人会連絡協議会副会長
	岡 嶋 啓 介	やさい・くだもの消費促進協議会会长
	尾 島 恭 子	金沢大学 融合研究域融合科系教授
	辰 村 剛	金沢おさかな普及協会会长
	田 中 直 美	金沢市食生活改善推進協議会会长
	田 中 弘 美	北陸学院大学（同短期大学部）准教授
	津 島 豊 彦	(一社)金沢市歯科医師会理事
	野 路 治 子	金沢市公民館連合会 金沢市西公民館長
	藤 井 千 里	金沢市保育士会副会長
	三 野 陽 子	金沢市立小学校長会 金沢市立三和小学校長
	宮 崎 こ づ え	(一社)石川県私立幼稚園協会金沢支部監事
	山 下 陽 子	(公社) 金沢市医師会会員
	吉 田 孝 之	金沢農業振興協議会会长
専門推進員	渡 辺 恵	金沢市 P T A 協議会副会長
	新 澤 祥 恵	北陸学院大学（同短期大学部）教授
	成 澤 文 子	料理研究家、管理栄養士

50音順（令和4年1月現在）

## 金沢市食育推進計画検討委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職等
上 田 久 美 子	金沢市校下婦人会連絡協議会副会長
岡 嶋 啓 介	やさい・くだもの消費促進協議会会长
尾 島 恭 子	金沢大学 融合研究域融合科系教授
辰 村 剛	金沢おさかな普及協会会长
新 澤 祥 恵	北陸学院大学（同短期大学部）教授
吉 田 孝 之	金沢農業振興協議会会长
渡 辺 恵	金沢市 P T A 協議会副会長

50音順（令和4年1月現在）